

事例番号:360318

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 38 週 3 日 胎児心拍数陣痛図で一過性頻脈、基線細変動あり、一過性徐脈なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 0 日

6:15 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 0 日

6:20- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線頻脈、基線細変動消失、一過性頻脈消失

6:50 微弱陣痛の適応でキシトシ注射液投与開始

7:12 子宮底圧迫法を実施し児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 0 日

(2) 出生時体重:3800g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.24、BE -7mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 3 点、生後 5 分 1 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投与

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後 7 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床の信号異常を認め、低酸素性虚血性
脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名、小児科医 1 名

看護スタッフ:看護師 4 名、准看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、入院前の妊娠 38 週 3 日以降、入院となる妊娠 39 週 0 日までの間に生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血によって中枢神経系障害をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 39 週 0 日、陣痛発来にて入院時の対応(パルスオキシメータ測定、分娩監視装置装着)は一般的である。

(2) 妊娠 39 週 0 日 6 時 45 分に胎児心拍数陣痛図で胎児頻脈および基線細変動消失(平坦)と判断し、早期の児娩出が必要と判断したことは一般的である。しかし、オキシトシン注射液の投与を開始したことは基準を満たしていない。

(3) オキシトシン注射液による分娩促進の実施について、口頭で説明し同意を得たことは基準を満たしていない。

(4) オキシトシン注射液投与中の分娩監視方法(分娩監視装置を連続装着)およびオキシトシン注射液の使用方法(乳酸リンゲル液 500mL にオキシトシン注射液 5 単位を溶解し 10mL/時間で投与開始)は、いずれも一般的であるが、増量方法(3-10 分で

10mL/時間増量)は基準を満たしていない。

(5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(酸素投与、バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫)は概ね一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」を再度確認し、胎児心拍数波形レベル分類に沿った対応と処置を行うことが強く勧められる。

(2) 子宮収縮薬(オキシシシ注射液)の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則して使用することが勧められる。

(3) 子宮収縮薬(オキシシシ注射液)使用に際しては、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則し、子宮収縮薬使用による有益性と危険性について、文書により説明と同意を取得することが必要である。

(4) 子宮底圧迫法を実施した際には、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則して、診療録に記載することが望まれる。

【解説】本事例では、子宮底圧迫法が実施されているが、子宮底圧迫法の適応・医師の判断、開始時刻・終了時刻(実施時間)、実施回数、開始時の内診所見(児頭の位置)については診療録に記載がなく不明である。「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」では、子宮底圧迫法を実施した場合、その状況と実施内容を診療録に記載するとされている。

(5) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、重症新生児仮死が認められた場合には、原因の解明に寄与することがある。また、肉眼的に胎盤に異常がないように見えても病理組織学的検査で重要な所見が存在することがある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児期に中枢神経系障害を発症した事例について集積し、原因や発症機序について、研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

胎児期の中枢神経系障害発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。